

「柳井市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定の概要（令和8年6月）

I 改定の経緯

平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、国は、同年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定、県は、同年11月に「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、本市は、国及び県行動計画を踏まえ、平成26年6月に「柳井市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、対策を講じてきた。

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できるよう、令和6年7月に政府行動計画が、令和7年3月に県行動計画が改定された。

本市においても、国及び県行動計画の改定を受け、市行動計画を改定する。

II 改定のポイント

○対象となる疾患を新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も想定

○対策の取組段階を準備期、初動期、対応期の3段階に設定し、準備期を充実

（改定前：未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期、小康期）

○対策項目を拡充（下線が新規項目）

①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

III 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 対策の目的及び基本的な戦略

○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに医療提供体制の強化を図り、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

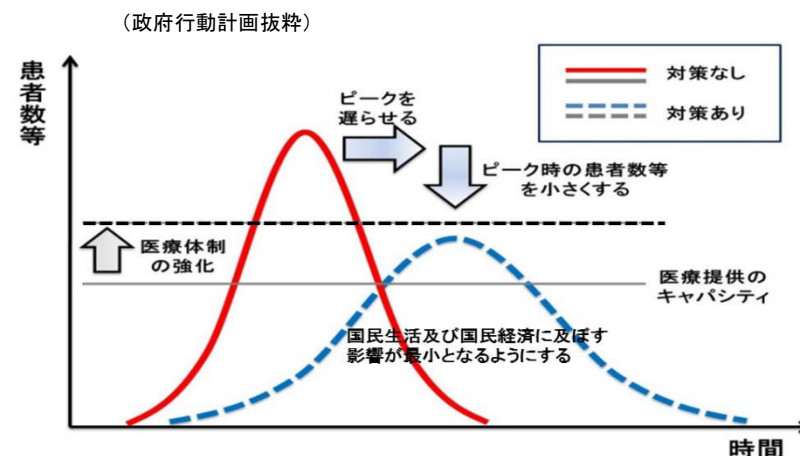
○市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 対策推進のための役割分担

国・県・市・医療機関・指定（地方）公共機関・登録事業者・一般事業者・市民、それぞれが役割を担い対策を実施する。

市は、国や県の対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。



3 各対策項目の主な取組

《対策項目》	準備期	初動期	対応期
	・ 新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階	・ 世界で新型インフルエンザ等感染症に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階（国内で発生した場合を含める）	・ 発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
①実施体制	・ 行動計画を踏まえた実践的な訓練の実施 ・ 国や県、関係機関との連携強化	・ 市推進会議の開催、市対策本部設置の検討 ・ 人員体制強化が可能となるよう対応 ・ 迅速な対策実施に必要な予算の確保	・ 変化する状況に応じた全庁組織的な対応 ・ 緊急事態宣言時の市対策本部設置、緊急事態措置に関する総合調整の実施 ・ 他市町、県への応援要請
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・ 基本的な感染対策等の市民等への分かりやすい情報提供・共有 ・ 偏見、差別、偽・誤情報に関する啓発	・ 科学的根拠に基づく正確で迅速な情報提供・共有 ・ 双方向のコミュニケーションの実施、コールセンター等の設置	・ 科学的根拠に基づく正確で迅速な情報提供・共有 ・ 双方向のコミュニケーションの実施、コールセンター等の継続 ・ リスク評価に基づく方針の決定・見直し
③まん延防止	・ まん延防止対策に関する市民や事業者の理解促進	・ まん延防止対策の準備	・ 国や県の方針に基づく適切なまん延防止対策の実施 ・ 国や県が要請したまん延防止措置の情報提供・共有 ・ 県と連携した検査の実施
④ワクチン	・ ワクチン接種に必要な資材の準備 ・ 医師会等と連携し、接種体制構築の準備	・ 速やかな接種に向けた準備 ・ ワクチン接種に必要な資材の確保	・ 初動期に構築した接種体制に基づく接種の実施 ・ 必要に応じた接種体制の拡充 ・ 予防接種に関する情報提供・共有
⑤保健	・ 研修・訓練等を通じた人材の育成	—	・ 県が実施する健康観察や生活支援への協力
⑥物資	・ 感染症対策物資等の備蓄、定期的な備蓄状況の確認	—	・ 感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認 ・ 備蓄物資等の供給に関する相互協力
⑦市民生活及び地域経済の安定の確保	・ 情報共有体制や支援の仕組みの整備 ・ 事業者や市民へ必要な物資等の備蓄を勧奨	・ 事業継続に向けた準備等の周知 ・ 生活関連物資等の安定供給に関する市民や事業者への呼び掛け	・ 市民生活と地域経済活動の安定の確保を対象とした対応 ・ 生活関連物資等の価格の安定のための措置、事業者に対する支援等